EDINET提出書類 東京海上アセットマネジメント株式会社(E06433) 訂正有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成28年7月29日

【計算期間】 第14期(自 平成27年3月3日 至 平成28年3月1日)

【ファンド名】 東海3県ファンド

【発行者名】 東京海上アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 大庭 雅志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目3番1号

(平成28年10月1日より、東京都千代田区丸の内一丁目8番2

号(予定))

【事務連絡者氏名】 尾崎 正幸

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目3番1号

【電話番号】 03-3212-8421

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年6月1日付をもって提出した有価証券報告書(以下「原報告書」といいます。)の添付文書の うち、「TMA東海3県マザーファンド」(以下、マザーファンドといいます。)の投資信託約款につい て、確認が不十分であったため、法令の参照条文に誤りがありましたので、本訂正報告書を提出するもの です。

## 2【訂正の内容】

下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## 投資信託約款

平成28年7月30日付で、マザーファンドの投資信託約款第3条を以下の通り変更します。

## 投資信託約款の新旧対照表

新 IΒ

信託の目的、金額および追加信託の限度額

第3条

<略>

委託者は、受託者と合意のうえ金2,000億円または 2,000億円相当の他の証券投資信託の信託財産に属する 有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規 則第19条第3項第1号イから八までに掲げる有価証券 のうち、この信託約款において投資が認められている ものとし、以下「信託適格有価証券」といいます。) を限度として信託金または信託適格有価証券を追加で きるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はそ の引受を証する書面を委託者に交付します。

<略>

信託の目的、金額および追加信託の限度額 第3条

<略>

委託者は、受託者と合意のうえ金2,000億円または 2,000億円相当の他の証券投資信託の信託財産に属する 有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規 則第19条第1項第1号から第3号までに掲げる有価証 券のうち、この信託約款において投資が認められてい るものとし、以下「信託適格有価証券」といいま す。)を限度として信託金または信託適格有価証券を 追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託 者はその引受を証する書面を委託者に交付します。

<略>